

令和6年10月17日

ロボット支援内視鏡手術導入に関する指針(全領域共通)

平成30年4月より多くの術式において、ロボット支援内視鏡手術が保険収載された。そこで、日本内視鏡外科学会はロボット支援内視鏡手術を安全に導入・普及させるため、以下のロボット支援内視鏡手術の導入における指針をここに提言する。

なお、各々の領域（消化器外科、呼吸器外科、泌尿器科、婦人科、小児外科など）の関連学会が提唱する当該手術に対する指針がある場合は、その指針を優先させる。

(A) 術者条件

1. 術者は、製造販売会社の定めるトレーニングコースを受講し、ロボット支援内視鏡手術の **certification** を取得していること。また、製造販売会社が提供しているトレーニングプログラムにて **Certificate** を取得してから 30 日以内に初症例を行うことを推奨する。ただし、30 日以内に施行できない場合は、安全性の観点から製造販売会社が提供しているリトレーニングプログラムに参加した後に臨床応用すること、また、**Certificate** 取得後、最長 90 日以内に初症例を行うことを推奨する（※）。

※助手は製造販売会社の定めるトレーニングコースを受講すること。

2. 上記のロボット支援内視鏡手術の **certification** を取得後、1年間の期間を超えてロボット支援内視鏡手術を行っていない医師は、製造販売会社が提供しているリトレーニングプログラムに参加してから施行する。

※リトレーニングを受けられない場合は、各施設でのオンサイトトレーニングでも代用可とする。また、トレーニングプログラム終了後も十分なシミュレーターまたはオンサイトトレーニングを継続することも併せて推奨する。

(B) 施設条件

1. 臨床使用前に、術者、助手、手術看護師を含めた医療チームとして、十分な臨床見学を行うこと。
2. 臨床使用において第 1 例目より、当該術式のロボット支援内視鏡手術熟練指導医（学会推奨プロクターもしくは認定プロクター等）を招聘しその指導下に行うこと。何例目まで指導下に施行するかは、各領域学会と各施設の指針を遵守すること。
3. 日本内視鏡外科学会もしくは関連学会が定めるレジストリー制度に参加すること。
4. 上記の条件を踏まえた「新しい術式を導入する指針」を、各施設で作成し安全な導入に務めること。